

インドネシア進出企業の ビジネス法務実務 (入門編)

黒田法律事務所

黒田健二

ユリア・クスマ・ワルダニ

投資に対する奨励措置(II)

前稿では、インドネシア国内で事業を行なう企業全般に対して認められている奨励措置について説明しました。本稿では、インドネシア国内の特定の地域、いわゆる「保税地区 (Kawasan Berikat・KB)」と「経済統合開発地域 (Kawasan Pengembangan Ekonomi Terpadu・KAPET)」において認められている奨励措置について説明します。

Q1 保税地区 (Kawasan Berikat・KB) とは、どのような地域で、どのような奨励措置が認められていますか。

A1 保税地区 (KB) とは、別の地域から搬入された物品や材料の梱包など、主に輸出を目的とした物品や材料の加工を行なう場所として区切られた地区のことです。

KB内における事業許可を受けている事業者には、施設やインフラを提供する保税地区管理者 (Penyelenggara Kawasan Berikat・PKB) と、保税地区内事業者 (Pengusaha Didalam Kawasan Berikat・PDKB) の二者がいます。

PKBの場合もPDKBの場合も、有限責任会社 (Perusahaan Terbatas・PT) か法人格を有する協同組合のいずれかの形態を選択することが認められています。また、前者についてはさらに、財団という形態の選択も可能です。PKBおよびPDKBは、KB内の物品および材料に関し、輸入税、消費税、付加価値税、奢侈品販売税、並びに所得税法第22条に基づく税の納付義務を負います。一方、両者に対しては、以下に挙げるような奨励措置も数多く設けられています。

1 物品および材料の加工に必要な資本財、設備および原材料の輸入に関し、課税を免除

2 ①完成品の場合には、輸出される完成品の価額の最高50%に相当する数量の製品について、②完成品以外の製品の場合には、輸出される製品の価額の最高100%に相当する数量の製品について、それぞれ、通常の輸入手続 (関税の納付を含む) により、インドネシア関税領域内のどの地域への移送も許可 (具体的には、PKBおよびPDKBは、輸出の促進を目的として設けられたKBという特別関税地域の中で事業を行っていないながら、決められた上限額の範囲内で

あれば、K B以外のインドネシア国内地域で製品を販売することが可能です。）

3 余剰材料をインドネシア関税領域内で販売することを許可（ただし、物品および材料の加工過程で利用した材料の総量の5%が上限となります。）

4 自社の製品に加工を加えさせるためにK B外の請負業者に機械を貸与することを許可（ただし、貸与期間は2年までに制限されています。このように期間に制限があるのは、輸出向け製品の製造を奨励するために設けられたK Bという地区に関して特別に認められた免税措置を一般に適用することは、その目的に沿わないからです。例えば、貸与される機械類は、前記1項記載の免税措置を受けて輸入されている場合もあるため、下請業者に対する機械類の貸与期間および下請業者による機械類の使用期間に制限が設けられています。）

5 製品に加工を加えさせるためにK B内からK B外の請負業者に引き渡す場合、または逆に引渡しを受ける場合、そして、K B内の事業者間で引渡しを行う場合にも、関連する付加価値税および奢侈品販売税を免除

Q2 経済統合開発地域 (Kawasan Pengembangan Ekonomi Terpadu/KAPET) とは、どのような地域で、どのような奨励措置が認められていますか。

A2 大統領決定 No. 89/1996および同決定No. 9/1998の規定によれば、経済統合開発地域 (KAPET) とは、急成長のポテンシャルを有する地域、周辺地域の経済成長を促進することができる先導的分野を有する地域、周辺地域に対する投資を要する地域、または、その開発に巨額の投資を要する地域のいずれかに該当する地域で、一定の境界線により区切られた地域をいいます。

KAPET内に拠点を有し事業展開する企業に対する奨励措置として、税務上、関税上、行政手続上および承認手続上における優遇措置があります。

1 付加価値税および奢侈品販売税

KAPET内における課税に関する政令No.20/2000により、以下の場合には、付加価値税および奢侈品販売税が免除されることが

あります。

① 課税対象物品に加工を加えることを目的として、関連するKAPETには含まれないインドネシア関税領域内の領域 (D P I L) から、あるP D K Bに当該物品を搬入する場合

② 物品に加工を加えることを目的として、あるP D K Bが加工した物品を別のP D K Bに移送する場合

③ 請負事業の対象となる物品または原材料を、あるP D K Bから別のP D K Bまたはインドネシア関税領域内のある企業に引渡す場合

④ あるP D K Bまたはインドネシア関税領域内のある課税対象企業が請負作業により生産した課税対象物品を、別のP D K Bに引渡す場合

⑤ あるP D K Bが、別のP D K Bまたはインドネシア関税領域内のある企業に対し、請負作業を行わせるために関連する機械類や設備を貸与する場合（ただし、前記Q1の回答4項に記載した2年という貸与期間の制限が、こちらでも適用されます。）

2 所得税

2000年政令第20号（2000年政令第147号により改定）

に基づき、以下のような所得税の減免措置が設けられています。

① 6年間、実現投資の30%相当額を上限とする課税所得控除を行うことにより、投資税を減免

② 有形資産および無形資産

資産の種類	耐用年数 (年)	減価償却計算方法	
		定額法 (%)	定率法 (%)
I. 建物以外の有形資産 又は無形資産	グループ1	50	100
	グループ2	25	50
	グループ3	12.5	25
	グループ4	10	20
II. 建物	恒久建物	10	
	非恒久建物	5	20

に関する減価償却法の選択

③ 過去の年度分の欠損金を繰越し、これを所得から控除できる期間について、欠損金の発生した日から10年間に延長

④ 所得税法第26条に20%と規定されている配当金に対する源泉徴収税率を10%に低減（ただし、関連する租税条約にさらに低い税率が定められて

いる場合は、その税率が適用されます。)

さらに、財務大臣決定No. 11/KMK-04/2001により、KAPET内で事業を行うPKBは、所得税法第22条における課税所得から、下記物品の輸入に関して納付した輸入税を全額控除できるという減免措置を受けます。

- ① KB内における建築または建設（拡張工事を含む）に要する資本財または設備、並びに、PKB（PKBを兼ねるPKBも含む）が専ら使用する事務所の設備または備品
- ② PDKBがKB内で行う物品または材料の加工に直接関係する資本財または設備
- ③ KB内で加工される物品または材料

3 関税上の優遇措置

KAPET内のPKBまたはPDKBは、関税消費税総局長決定No. KEP-03/BC/2001により、下記物品の輸入に関し、輸入税の免除という関税上の優遇措置を受けられます。

- ① KB内における建築または建設（拡張工事を含む）に要する資本財または設備、並びに、PKB（PKBを兼ねる場合も含む）が専ら使用

- ② PDKBがKB内で行う物品または材料の加工に直接関係する資本財または設備
- ③ KB内で加工される物品または材料

KAPET内（うちKBを除く）における産業の構築や発展、またはサービスの提供に関連する事業を行っている製造業者および特定のサービス業者には、以下の優遇措置が与えられます。

- ① 産業上の活動またはサービスの提供に直接関係する機械類の輸入に関し、輸入税を最終税率が5%になるよう低減
- ② 前記①に関連して、インドネシア関税率表（BTBI）において輸入税率が5%以下に定められているものについては、BTBI記載の税率を適用
- ③ 前記①による輸入税低減措置は、当該措置に関する決定が下された日から2年間適用
- ④ ただし、前記①による輸入税低減措置の対象となる機械類のスペアパーツやコンポーネントは、当該措置の適用外

前記①、②および③による輸入

税低減措置を既に受けている製造業者は、以下の優遇措置を受けられません。

- ① 産業の新興を目的とした施策により、各製造業者の設備能力に応じて、生産用の物品および原材料に対する輸入税の減免措置が認められます。その期間は、対象となる物品および原材料に関する輸入税減免措置の決定が下された日から4年間で、その間、最終関税率は5%となります。
- ② 産業の発展促進を目的とした施策により、設備能力を30%以上拡大することを目標に掲げている製造業者の場合、増産目的の物品および原材料に対する輸入税の減免措置が認められます。その期間は、対象となる物品および原材料に関する輸入税減免措置の決定が下された日から4年間で、その間、最終関税率は5%となります。
- ③ 前記①および②に関連して、BTBIにおいて輸入税率が5%以下に定められているものについては、BTBI記載の税率が適用されます。

注意すべき点として、サービスの提供を主たる事業としている企業には、前記①、②および③の優

遇措置は適用されません。

本稿は、インドネシアにおける投資に関する法的事項について、一般的な情報の提供を目的としています。具体的な事案、法的助言等につきましては、適格な専門家に相談下さい。

黒田健二（くへだ・けんじ）



黒田法律事務所代表パートナー。早稲田大学一年中退。司法試験合格。その後、国内の法律事務所勤務を経て、北京語学院、テューク大学ロースクール、復旦大学法学部高級進修生課程を終了。専門は国際金融、独禁法、知的財産法など。

ユリア・クスマ・ワルタニ
(Yulia Kusuma Wardani)



ランブン国立大学講師。黒田法律事務所リーガルアドバイザー。ポゴル農業大学「コンピュータ情報」卒業。ランブン国立大学法学部、関東学園大学（LLM）卒業。横浜国立大学国際経済法研究科後期博士課程履修中。専門は国際取引法。